

12月議会定例会 10議案を可決

平成30年第5回那須町議会定例会が、11月30日から12月10日までの11日間開催され、10議案が原案どおり可決されました。主な議案は次のとおりです。

【那須町税条例の一部を改正する条例】

個人住民税の各種改正および法人の税務手続きの電子化の推進等、地方税法の改正に伴い諸規定が改正されました。また、固定資産税の前納報奨金の廃止や法人住民税の均等割の税率変更など町独自の規定も改正されました。

【那須町敬老祝金条例の一部を改正する条例】

これまで75歳以上の町民を対象として一律5千円を支給していた敬老祝金の支給年齢と祝金

額を改正しました。
【那須町議会委員会条例の一部を改正する条例】
平成30年9月議会において議員定数が13名に改正されたことに伴い、常任委員会の名称、所管および委員定数等を改正しました。

【平成30年度那須町一般会計補正予算】

小中学校の普通教室に国の交付金を活用してエアコンを設置するための工事費、那須町応援寄付金の申込件数が予想を上回ったことによるお礼品のための費用などにより、歳入歳出それぞれ5億580万円を増額しました。これにより、平成30年度の予算総額は、128億1千440万円となりました。

敬老祝金の 交付対象者が 変わります



町では、多年にわたり社会に貢献いただいた高齢者に敬老の意を表し、敬老祝金を贈呈しています。現在、75歳以上の方に一律5千円を交付していますが、平均寿命の延伸と高齢化の進展に伴い、これまで以上に交付額が増えていくことが予想されます。今後の少子高齢化を見据え、平成31年度から、次のとおり敬老祝金の交付対象者と祝金の額を変更します。

なお、祝金変更による予算の減額分については、今後増加が見込まれる子育て支援事業に活用します。

▼対象者・祝金の額	その年の4月1日から翌年3月31日まで
77歳(喜寿)	1万円
88歳(米寿)	2万円
100歳	15万円
101歳以上	3万円

※その他の年齢の方は交付対象となりません。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎ 6917



パブリックコメント

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)への意見を募集します



那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を制定するにあたり、この条例(案)に対する意見を募集します。

▼案件名 「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)」

▼公表資料

▼概要書

▼施行規則(案)

▼閲覧場所 ①企画財政課(役場本庁3階)(土日祝日除く午前8時30分〜午後5時)②町ホームページ

▼意見を提出できる方 ①町内在住、在勤、在学のいずれかに該当する方②町内に事務所・事業所を有する方、法人(その他の団体も含みます)③本町に対し納税義務を有する方、法人④本条例に利害関係を有する方

▼意見の提出方法 書式は自由ですが、案件名、提出する方の住所、氏名(法人の場合は法人名、所在地)、連絡先を明記のうえ、

①直接提出②郵送③ファクシミリ④電子メールのいずれかの方法で提出してください。
※電話・口頭による意見の受付はできません。

▼提出期限 2月8日(金)午後5時

▼意見の公表方法等について

提出された意見は、内容を整理検討した上でこれに対する町の考え方とともに担当窓口や町ホームページで公表します。

個々の意見に対して直接回答はいたしません。

単に賛否だけを示した意見や今回の募集の趣旨に直接関係のない意見には町の考え方は示しません。

提出された個人情報公表されることはありません。

提出先・問合せ 企画財政課総合政策係 ☎ 6906

FAX 69133
TEL 329-3292

那須町大字寺子丙3-13
(2月8日の消印有効)

☒ kikaku@town.nasu.lg.jp